

○富山市角川介護予防センター条例

平成22年9月28日

富山市条例第49号

改正 平成24年3月21日富山市条例第2号

平成25年3月27日富山市条例第12号

平成26年3月28日富山市条例第4号

平成31年3月26日富山市条例第9号

(設置)

第1条 市民が要介護状態若しくは要支援状態となることを予防し、又は要支援状態の改善を図るため、富山市角川介護予防センター（以下「センター」という。）を設置する。

(位置)

第2条 センターの位置は、富山市星井町二丁目7番30号とする。

(施設)

第3条 センターに次に掲げる施設を置く。

- (1) 運動療法プール
- (2) トレーニング室
- (3) パワーリハビリテーション室
- (4) 温熱療法室
- (5) ヘルスチェックコーナー
- (6) 前各号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するために必要な施設

(事業)

第4条 センターは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 介護予防の推進に関する事業
- (2) 介護予防の調査研究に関する事業
- (3) 介護予防の相談及び情報提供に関する事業
- (4) 介護予防の指導者の育成及び支援に関する事業

(5) 前各号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するために必要な事業

(指定管理者による管理)

第5条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にセンターの管理を行わせるものとする。

(指定管理者が行う業務)

第6条 前条の規定により指定管理者に行わせる管理の業務は、次のとおりとする。

- (1) センターの施設及び附属設備等の維持管理に関する業務
- (2) 第3条第1号から第5号までに掲げる施設の使用の承認に関する業務
- (3) 第4条各号に掲げる事業に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、センターの管理に関し市長が必要と認める業務

(開館時間)

第7条 センターの開館時間は、午前9時30分から午後9時までとする。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て、臨時にこれを変更することができる。

(休館日)

第8条 センターの休館日は、12月30日から翌年の1月3日までの日とする。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て、臨時にこれを変更することができる。

(使用者の範囲)

第9条 第3条第1号から第5号までに掲げる施設を使用することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による要支援認定

を受けた者その他これに準ずる者

(2) 第4条第4号に掲げる事業に参加する者

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(使用の承認)

第10条 第3条第1号から第5号までに掲げる施設を使用しようとする者は、あらかじめ、指定管理者の承認を受けなければならない。

2 前項の承認には、センターの管理上必要な条件を付することができる。

(使用の不承認)

第11条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、施設の使用を承認しないものとする。

(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。

(2) 施設又は附属設備等を損傷するおそれがあるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、センターの管理上特に支障があるとき。

(使用の承認の取消し等)

第12条 指定管理者は、第10条の規定により使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用の承認を取り消し、又は使用を制限し、若しくは停止することができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(2) 偽りその他不正の手段により使用の承認を受けたとき。

(3) 第10条第2項の規定による承認の条件に違反したとき。

(4) 前条各号のいずれかに該当するに至ったとき。

2 前項の規定の適用により使用者が損害を受けても、指定管理者は、その賠償の責めを負わない。

(利用料金の納付)

第13条 使用者は、指定管理者に別表に掲げる施設の使用に係る料金

(以下「利用料金」という。)を納付しなければならない。

2 利用料金は、法第244条の2第8項の規定により指定管理者の収入とする。

(利用料金の額等)

第14条 利用料金は、別表に定める額を超えない範囲内において、指定管理者が法第244条の2第9項後段の規定により市長の承認を受けて定める額とする。

2 指定管理者は、前項の利用料金を定めたときは、これを公表しなければならない。

(利用料金の減免)

第15条 指定管理者は、規則で定める場合に該当するときは、規則で定める額の利用料金を減免することができる。

(利用料金の還付)

第16条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、指定管理者は、利用料金の全部又は一部を還付することができる。

(1) 使用者の責めに帰することができない理由により使用ができなかったとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるとき。

(使用権の譲渡等の禁止)

第17条 使用者は、使用の権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(特別の設備)

第18条 使用者は、施設に特別の設備をし、又は変更を加えようとするときは、あらかじめ、指定管理者の承認を受けなければならない。

(原状回復)

第19条 使用者は、使用を終了したとき(第12条第1項の規定により使用の承認を取り消され、又は使用を停止されたときを含む。)は、

直ちに施設を原状に回復しなければならない。

(損害賠償)

第20条 施設又は附属設備等を損傷し、又は滅失した者は、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(入館の制限)

第21条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、入館を拒み、又は退館を命ずることができる。

(1) 施設又は附属設備等を損傷するおそれがある者

(2) 他人に危害を及ぼし、若しくは他人の迷惑となる物品又は動物を携行する者

(3) 前2号に掲げるもののほか、センターの管理上特に支障があると認められる者

(委任)

第22条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成23年6月7日規則第53号で平成23年7月1日から施行)

附 則 (平成24年3月21日富山市条例第2号) 抄

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月27日富山市条例第12号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年3月28日富山市条例第4号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年3月26日富山市条例第9号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

別表（第13条、第14条関係）

種別	単位	金額（円）
運動療法プール、トレーニング室、	1人につき1回	1,570
パワーリハビリテーション室、温 熱療法室、ヘルスチェックコーナ ー共通	1人につき1年	88,000